

雇 児 発 0704 第 11 号
平 成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「広域的保育所等利用事業の実施について」の一部改正について

「広域的保育所等利用事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日付け雇児発 0413 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行することとしたので通知する。

◎ 広域的保育所等利用事業の実施について（平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 9 号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児発 0 4 1 3 第 9 号 平成 2 7 年 4 月 1 3 日 <u>＜一部改正＞雇児発 0704 第 11 号</u> <u>平成 28 年 7 月 4 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">広域的保育所等利用事業の実施について</p> <p>広域的保育所等利用事業について、今般、別紙のとおり「広域的保育所等利用事業実施要綱」を定め、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。 については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適性かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0 4 1 3 第 9 号 平成 2 7 年 4 月 1 3 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">広域的保育所等利用事業の実施について</p> <p>広域的保育所等利用事業について、今般、別紙のとおり「広域的保育所等利用事業実施要綱」を定め、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。 については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適性かつ円滑な実施に期されたい。</p>

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 <u>送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の（１）～（１０）の施設・事業（以下「保育所等」という。）</u></p> <p><u>（１）保育所</u> <u>（２）認定こども園</u> <u>（３）小規模保育事業</u> <u>（４）家庭的保育事業</u> <u>（５）事業所内保育事業</u> <u>（６）地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設</u> <u>（７）国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設</u> <u>（８）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設</u> <u>（９）特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号若しくは同項第 3 号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業（幼稚園型）若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。）</u> <u>（１０）特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成等により預かり保育を実施している施設</u> <u>の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。以下、同じ。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 <u>本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施</u></p>	<p>別紙</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 <u>近隣に入所可能な保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等でも利用を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）を中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 <u>広域的保育所等利用事業の実施に必要なバス等の購入費または運行費、</u></p>

に当たって必要となる次の（１）及び（２）に掲げる経費について補助を行うものである。

（１）こども送迎センター事業

保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

（２）代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。
なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

（１）こども送迎センター事業

- ① 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れているために送迎が必要な児童とする。
- ② 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、送迎センター１施設あたりの登録児童数は概ね６人以上とし、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、利用保育所等の保育士等が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。

当該バス等の運転手雇上費、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

4 実施要件

- （１）対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れているために送迎が必要な児童とする。
- （２）対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、送迎センター１施設あたりの登録児童数は概ね２０人以上とし、複数の保育所等が共同で利用すること。
- （３）保育所等毎に該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、利用保育所等の保育士等が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。

④ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。

⑤ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

⑥ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。

⑦ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

⑧ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

⑨ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。

② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。

④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童1人につき3.3㎡以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(4) 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

(5) 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。

(6) 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

(7) 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

(8) 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

（昭和 23 年厚生省令第 63 号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。

⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

⑦ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

保育所等のうち、上記 1 の（6）～（10）の施設・事業を対象として本事業を実施する場合、上記 4 の（1）②又は（2）②における単独の保育所等の利用により本事業を実施する場合については、『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。ただし、この場合であっても、上記 1 の（10）の施設については、単独の利用により本事業を実施することはできず、上記 1 の（1）～（9）の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発0413第9号
平成27年4月13日
＜一部改正＞雇児発0704第11号
平成28年7月4日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

広域的保育所等利用事業の実施について

広域的保育所等利用事業について、今般、別紙のとおり「広域的保育所等利用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適性かつ円滑な実施に期されたい。

広域的保育所等利用事業実施要綱

1 事業の目的

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の（１）～（１０）の施設・事業（以下「保育所等」という。）

- （１）保育所
- （２）認定こども園
- （３）小規模保育事業
- （４）家庭的保育事業
- （５）事業所内保育事業
- （６）地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設
- （７）国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設
- （８）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設
- （９）特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号若しくは同項第 3 号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業（幼稚園型）若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。）
- （１０）特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成等により預かり保育を実施している施設
の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。以下、同じ。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の（１）及び（２）に掲げる経費について補助を行うものである。

- （１）こども送迎センター事業
保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。
- （２）代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) こども送迎センター事業

- ① 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れているために送迎が必要な児童とする。
- ② 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、送迎センター1施設当たりの登録児童数は概ね6人以上とし、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、利用保育所等の保育士等が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。
- ④ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。
- ⑤ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ⑥ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑦ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

- ⑧ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑨ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

- ① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。
- ② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。
- ④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童 1 人につき 3.3 m²以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- ⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。
- ⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑦ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

保育所等のうち、上記 1 の（6）～（10）の施設・事業を対象として本事業を実施する場合、上記 4 の（1）②又は（2）②における単独の保育所等の利用により

本事業を実施する場合については、『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。ただし、この場合であっても、上記1の（10）の施設については、単独の利用により本事業を実施することはできず、上記1の（1）～（9）の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。